

半田市市民活動助成金審査会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、半田市市民活動助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、半田市市民活動助成金審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要綱第8条の規定による助成金提案事業採択の申請の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、要綱に基づく市民活動に関すること。

(組 織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) NPO法人、ボランティア団体等に所属する者
- (3) 市の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 委員の定数は、5名以内とする。

3 委員の任期は、委嘱日又は任命日から2年以内で市長が定める日までとし、再任を妨げないものとする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審査の方法)

第6条 審査は、要綱第9条に規定する方法により行う。

2 審査は、申請された事業ごとに次に掲げる事項により行う。

(1) 委員が、審査評価表（オープンコラボ部門助成金、及び行政コラボ部門助成金にあっては別記様式第1、はじめの一步プラス部門助成金にあっては別記様式第2）に点数及び各事業に対する意見を記載すること。

(2) 各委員の点数と意見を集約すること。

(3) 点数の高いものから市長への推薦順位を決定するものとし、同点の場合は、審査会の協議により決定すること。ただし、委員の合計評価点が評価基準点（オープンコラボ部門助成金及び行政コラボ部門助成金にあっては審査員人数に27を乗じて得た点数かつ協働による効果の点数が審査員人数に3を乗じて得た点数、はじめの一步プラス部門助成金にあっては審査員人数に18を乗じて得た点数）に満たない事業は、予算の範囲内であっても市長へ推薦しないものとする。

3 審査結果は、委員長が審査会において評価合計点数、審査講評を発表し、議事録とともに、後日半田市ホームページ等で公開する。ただし、各委員の採点内容は公表しない。

（審査結果の報告）

第7条 委員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を書面により市長に報告するものとする。

（除 斥）

第8条 委員は、直接利害関係のある議事に加わることはできない。

（庶 務）

第9条 審査会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づく手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づく手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の規定に基づく手続その他の行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

別記様式第1（第6条関係）

審査評価表（オープンコラボ部門・行政コラボ部門 助成金）

発表順	
団体名	
事業名	

※表1. 評価点記入表の評価点欄には、表2. 評価点区分表の区分により決定し記載すること。ただし、同表審査項目のうち、「公益性、地域性」については、上記により決定した評価点を2倍した後に記載すること。

表1. 評価点記入表

番号	審査項目	審査基準	評価点
1	課題・問題把握の妥当性	市民のニーズや地域課題を適切に把握しているか	
2	公益性、地域性	事業目的が、市民の利益又は地域の活性化につながる活動、あるいは既存の公益的サービス（福祉、教育、文化、防災、防犯、環境等）を補うような活動であるか	
3	計画性、実現可能性	事業内容、実施体制、実施時期などが妥当で、実現可能なものであるか	
4	予算の妥当性	予算規模、積算根拠、収支見込みは適正か	
5	独創性、先進性（市民活動団体）	団体独自の発想やノウハウ、専門性、ネットワークを持っているか、将来を見越した先駆的な取組みか	
	活性化（自治区関連）	地域の活性化や交流促進、連帯感が高まる事業か	
6	事業効果の具体性	事業実施により期待できる効果が具体的に示されているか	
7	継続性、発展性、波及性	継続的な事業実施が可能か、その活動が市民に支持され課題解決につながっていく可能性があるか、他に波及的効果を及ぼすことが期待できるか	
8	団体の活動目的との整合性、自立性	団体の目的に沿って、事業を展開していくビジョンが描かれているか。助成金に依存し、自主性が損なわれる危険性はないか	
評価点計			
協働による効果		それぞれの団体の特性をいかし、協働することでより良い効果が期待できるか。	

表2. 評価点区分表

区 分	評価点
高く評価できる	5
「高く評価できる」と「評価できる」の間の評価	4
評価できる	3
「評価できる」と「あまり評価できない」の間の評価	2
あまり評価できない	1

意見欄

別記様式第2（第6条関係）

審査評価表（はじめの一步プラス部門助成金）

発 表 順	
団 体 名	
事 業 名	

※表1. 評価点記入表の評価点欄には、表2. 評価点区分表の区分により決定し記載すること。ただし、同表審査項目のうち、「公益性、地域性」については、上記により決定した評価点を2倍した後に記載すること。

表1. 評価点記入表

番号	審査項目	審査基準	評価点
1	課題・問題把握の妥当性	市民のニーズや地域課題を適切に把握しているか	
2	公益性、地域性	事業目的が、市民の利益又は地域の活性化につながる活動、あるいは既存の公益的サービス（福祉、教育、文化、防災、防犯、環境等）を補うような活動であるか	
3	投入資源の適切性、実現可能性	実施するための資金や人材などは適切か。事業内容、予算額、実施体制などが妥当で、実現可能なものであるか	
4	事業効果の具体性、発展性、波及性	事業実施により期待できる効果が具体的に示されているか。活動が市民に支持され、団体運営への巻き込み、又は地域活動への参加促進が期待できるか。他に波及的効果を及ぼすことが期待できるか	
5	活動の将来性	来年度以降の市民活動の展望があるか	
評価点計			

表2. 評価点区分表

区 分	評価点
高く評価できる	5
「高く評価できる」と「評価できる」の間の評価	4
評価できる	3
「評価できる」と「あまり評価できない」の間の評価	2
あまり評価できない	1

意見欄

--